

事務の手引き

入会

❖ 入会できる人

1. 区内の中小企業（従業員 300 人以下）に勤務する勤労者と事業主（個人事業を含む）
※原則として事業所単位での入会をお願いします。
※江東区シルバー人材センターの登録者も入会できます。
2. 区内に居住し、区外の中小企業に勤務する勤労者と事業主（個人会員）
3. 区内の事業所（公共公益団体を含む）に勤務し、福利厚生を必要とする勤労者（個人会員）
※パートタイマー、派遣社員などの方も入会できます。ただし、2、3に該当する方は、事業主の勤務証明書が必要です。
※なお、次の方は入会できません。
○入会時に 14 日以上 の休業・安静加療している方、または安静加療を要すると診断された方
○臨時または季節的業務で雇用されている方

❖ 入会の手続き

次の書類に必要事項を記入し、入会金と会費（入会月から次の会費納入月の前月までの分）を添えてお申し込みください。

提出書類	①入会申込書（事業所票）…… 1 部	③預金口座振替依頼書…… 1 部
	②入会申込書（会員票）…… 人数分	④入会金・会費

※個人会員として加入される方は、事業主の勤務証明書が必要です。なお、勤務証明書は、勤労者の確認として毎年提出していただきます。

※事業所単位で入会される法人組織の方は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）のコピーが必要です。

※個人事業主の方は、所得税確定申告書のコピーが必要です。

※その他、必要書類（提出書類）についてはお問合せください。

❖ 入会の承認

入会が承認されますと次の書類を事業所または個人会員あてに送付します。

①入会申込書（事業所票）[控コピー] …… 1 部	③会員証 …… 人数分
②入会申込書（会員票）[控コピー] …… 人数分	④「カナルこうとう 利用ガイド」 …… 人数分

会費

❖ 入会金・会費

①入会金 …… 1 人 200 円（入会時のみ）

②会費 …… 1 人 500 円（月額）

※平成 16 年 4 月 1 日以降に入会された「区民で区外勤務の方」の会費は、1 人 700 円（月額）です。

❖ 会費の納入

納入方法 原則として入会時に届出された指定の口座から、事業所単位として自動振替により納入していただきます。

会費の納入期日 1 年間を 2 期に区切り、各期の 26 日（当日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）とします。

自動振替額 各納入月の前月末の会員数により算出した 6 ヶ月分を自動振替で前納していただきます。なお、退職などで会員数が減った場合、退会届が自動振替月の前月までに提出されないと、前月分の会員数により算出された会費が自動振替になりますので、ご注意ください。

納入期限

	期 間	納入期限
前期	4 月 1 日～9 月 30 日	4 月 26 日
後期	10 月 1 日～3 月 31 日	10 月 26 日

※自動引落日が納入期限です。
※納入期限の日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日になります。

❖ 入会金・会費の負担

共済事業の目的から、入会金および会費は、できるだけ事業主が負担されるようお願いいたします。なお、事業主が従業員全員のために負担した入会金および会費は、税法上の必要経費または損金の対象となります。